

# 平成 22 年 度 事 業 報 告

財団法人 国際貿易投資研究所  
公正貿易センター

平成 22 年度は、新興国の急速な成長と先進国経済の緩慢な回復の中で、レアアースの輸出制限や FTA（自由貿易協定）の排他的活用等に見られるように、道具立てを換えた新たな保護主義や重商主義が生まれつつあり、多国間・無差別を原則とする WTO の重要性が高まったが、2001 年に開始されたドーハ・ラウンド交渉は、米国と中国等新興国との深刻な対立が解消せず、本年中の一括合意が期待出来ない非常に困難な状況にある。日本にとって WTO は、貿易ルールの適正化を図れる最適の場であると同時に、EPA（経済連携協定）でカバーされていない主要貿易国・地域との通商関係を改善するための重要な場であるため、公正貿易センターとしても経済産業省ならびに世界各地の法律事務所・研究機関等と連携して、交渉状況を把握し、適宜情報提供を行うよう努めた。

一方、WTO 紛争解決手続きは、1995 年の発足以来 420 件以上の紛争処理を経て先例が蓄積され、予見可能性が向上したほか、二審制に基づく透明性も高く評価されており、日本は過去、14 件の国際経済紛争を同手続きに付託して争い、既に判断が下った 13 件の内 12 件で我が国の主張が認められた実績がある。これらの裁定には、日本企業の業績や海外戦略に大きな影響を与えるものがあるため、公正貿易センターでは個別案件に関するパネル（小委員会）及び上級委員会の報告書分析を行っている。

WTO で認められた貿易救済措置の中で最も利用頻度が高いアンチ・ダンピング（AD）制度の対日調査件数・発動件数は、最近やや減少傾向にあるが、高い AD 税が長期に亘って賦課されているケースが目立ち、海外展開した日本企業が途上国間での AD 措置の対象となるケースも増えつつある。また最近は、米国・EU からの発動件数は減少したが、中国・インド等途上国からの発動件数が急増しており、それらについては調査内容や判定理由が不透明な場合が多いため、公正貿易センターでは、常時世界中の調査・発動状況を監視し、関係業界ならびに所管官庁への情報提供を行っている。また、WTO のルール交渉では、AD 協定について、ゼロイングの禁止、サンセット条項等の明確化や中国・インド等新興国による調査の不透明さ改善が課題となっているため、公正貿易センターでは、日本企業が貿易救済措置を申請するケースも視野に入れつつ、具体的な改定条文案が我が国企業に与える影響等について、学界、法曹界、企業の知見を集めた調査研究を行い、成果を政府の交渉担当部門に説明してきた。

ドーハラウンド交渉が進展しないことを背景に、世界的に自由貿易協定（FTA/EPA）が急増しているが、我が国もアジア地域を中心に 10 ヶ国・1 地域との EPA を発効させた

他、インドとも合意し、米国中心の TPP（環太平洋経済連携協定）加盟交渉への参加についても検討を開始した。TPP は、APEC 対象地域をカバーする FTA（FTAAP）の核になる可能性があり、国際的な基準・制度・ルールの起源ともなり得ると期待されるため、公正貿易センターでは、産業界の要望が適切に反映されるよう、TPP において目指すべき課題や主要企業の意向に関する調査等を行った。また、日本企業による海外直接投資の増加に伴い、投資先国との紛争に投資協定に規定された仲裁を用いるケースが増えているため、公正貿易センターでは、過去の紛争事例等を研究する委員会を組織し、産業界と関係官庁に優位な情報の提供に努めている。

近年、米国や欧州では競争法の執行が著しく強化され、また、途上国では競争法の整備が急速に進展し、現在では 110 ヶ国以上の国や地域が独自の競争法を保有するに至っている。競争法違反に伴う刑罰は極めて重たいが、各国の法制は、各国の事情や国策に応じて微妙に異なることも少なくないため、公正貿易センターでは、各国の競争法の内容・執行状況に関するセミナーを複数実施したことに加えて、本年度より海外の競争法について体系的に学習できる基礎講座を開設した。

また、公正貿易センターでは、途上国の更なる発展の為にキャパシティ・ビルディング支援を目指して、途上国の政府職員を主対象とした JICA（国際協力機構）の WTO 関連研修を 5 コース受託し、実施した。

上記を踏まえ、実施した事業内容は以下のとおりである。

なお、調査研究事業、情報及び資料の収集・提供事業及び啓発普及事業の多くの部分は、財団法人 J K A の補助金を受けて実施した。

## I. 調査研究事業

わが国の主要貿易・投資相手国による不公正な貿易慣行、法制、政策ならびに WTO 紛争解決手続等に関して学界、産業界、法曹界等の有識者に委員を委嘱するとともに経済産業省をはじめ政府関係者の協力を得て以下の研究会、委員会等を組織し、調査研究を行なった。

### (1) アンチ・ダンピング（AD）協定改定問題研究会【(財) JKA 補助事業】

ドーハ・ラウンドにおける AD 協定改定に関する交渉状況の把握とわが国の対応策、AD 措置発動状況と問題点、企業の受けている影響と対応策等について産業界・法曹界・学界関係者による研究会で分析及び検討を行った。

座長 東京大学大学院総合文化研究科 小寺 彰 教授

委員 9 名 委員会開催 3 回

### (2) 我が国貿易救済措置の整備に関する研究会

我が国においては、AD 措置等貿易救済措置の調査や発動件数が極めて少ないことから、関連法令・ガイドライン等が必ずしも整備されているとは言えない。本研究会では、問題があると思われる点について、学界・法曹界関係者による検討を行

い、調査当局の今後の指針を提供した。

座長 上智大学法学部 川瀬剛志 教授

委員 7名 委員会開催 3回

(3) 投資協定における仲裁に関する研究【(財) JKA 補助事業】

海外直接投資の拡大に伴って増加しつつある投資紛争の代表的解決手段である仲裁について、近年の事例を分析することにより、今後の我が国の投資協定交渉及び既存協定改定の一助とし、我が国企業の投資保護に資するべく、検討を行った。

座長 東京大学大学院総合文化研究科 小寺 彰 教授

委員 8名 委員会開催 3回

(4) 主要貿易相手国における不公正貿易政策の研究

産業構造審議会 WTO 部会不公正貿易政策・措置小委員会では、中国、ASEAN、米国、EU、韓国、台湾等、我が国の主要貿易相手国の不公正な貿易政策や措置の撤廃・改善を促す為に、当該国の政策・措置を、WTO ルールとの整合性の観点から分析した。公正貿易センターでは松本客員研究員が委員として参画するとともに、委員会の運営に協力した。その成果は、経済産業省から『2011年版 不公正貿易報告書』として公表された。

(5) 21世紀通商・投資ルールに関する研究【経済産業省請負研究】

TPPをはじめ、我が国が今後取り組む自由貿易協定(FTA/EPA)において実現すべき国際貿易及び投資に関するルールについて検討すると共に、産業界の要望を調査する経済産業省通商機構部の研究会に参画し、研究会の運営に協力した。

(6) 法律問題調査【(財) JKA 補助事業】

多国間貿易システムの展開に係る概観及び分析(WTO 紛争解決手続きの課題と限界)、WTO 交渉妥結による効果・影響に関する分析、米国ならびにEUの通商政策及びWTOにおけるドーハラウンド交渉への対応動向、WTOの紛争解決手続きが下す裁定に関する対応等について、欧米および国内の通商法専門の法律事務所や調査機関に調査を委託した。いずれも詳細な報告・助言を得た。

## II. 情報及び資料の収集、提供事業

(1) 情報提供

情報提供媒体を原則としてeメールに集約し、多数の個人に直接情報を提供できる体制を構築した。

① マンスリーレポート<新規>

会員企業の管理職を主対象に、WTO、アンチ・ダンピング、自由貿易協定、海外競争法、知財権保護、貿易と環境、保護主義的な制度等に関するニュース・解説を内容とした月刊ニュースレターを発刊し、平成22年7月より提供。

②対日アンチ・ダンピング情報

日本企業を対象とした世界中のアンチ・ダンピングに関する動向を把握し纏めた情報誌を毎月発行し、会員に提供。また、日本企業を対象とした調査開始や措置決定情報については、適宜、関係企業・業界及び所管官庁に連絡。

③セミナー報告書<新規>

平成 22 年 7 月以降実施したセミナーの内容を報告書に取り纏め、会員に提供。

④WTO パネル報告書・上級委員会報告書に関する解説文の翻訳<新規>

ホワイト&ケース法律事務所ジュネーブ事務所が作成する WTO 紛争解決パネル・上級委員会の報告書に関する解説文の中から、日本企業に関係するものを選定し、注釈・翻訳を加えて会員に提供。

⑤海外競争法関連情報<新規>

レーサム&ワトキンス法律事務所から送付される欧米の競争法関連解説、ダール法律事務所から送付されるインド競争法関連解説等のうち、日本企業に関係があるものを選定し、注釈を加えて会員に提供。

⑥ホームページの改訂<変更>

当センターの活動状況を常時明らかにすべく、本年度、ホームページを改訂し、最新情報の明示、近日中に行うセミナーのご案内、最新の海外通商関連情報の提供等ができる見やすい画面に改めた。

(2) 情報収集

- ・主要国の AD 等特殊関税制度及びその他の通商法の制度と執行に関する情報、資料の収集整備と提供（資料や文献の多くは(財)JKA の補助金により入手した。）
- ・主要国の通商法規及び WTO に関する文献、論文等を収集、整備した。
- ・主要国の通商法の運用につき、関係官庁、内外の学者、弁護士、会員企業、団体等と情報及び資料の交換を行なった。それらの活動を通じて内外情報ネットワークの一層の整備に努めた。

(3) 海外調査の実施

平成 22 年度は以下の海外活動を行なった。

期間	出張先	出張目的	出張者
平成 22 年 5 月 21 日～5 月 23 日	韓国 ソウル	アジア WTO 研究ネットワーク会議出席	松下満雄東大名誉教授
平成 22 年 11 月 26 日～11 月 28 日	香港	アジア WTO 研究ネットワーク会議出席	松下満雄東大名誉教授、 岩本研究主幹

### III. 啓発普及事業

(1) セミナー・シンポジウムの開催

企業会員の要望を調査しつつ、同要望に即したセミナーを以下のとおり計 13 回開催し、会員他関係者が必要とする海外の法律関連情報を提供した。

① (財) JKA 補助事業

月 日	セミナー名	講 師
平成 22 年 4 月 19 日	貿易と環境に関する最近の動向； EU における排出量取引制度、米 等の国境措置と WTO 整合性	九州大学大学院法学研究院 上田 純子教授 松下満雄東京大学名誉教授
平成 22 年 4 月 22 日	インドの特許制度運用面の最近の 変更に関する分析・解説について	ラジュミクラン&スリダラン法律事務所 スレッシュユ弁護士
平成 22 年 5 月 13 日	EU、米国、日本における競争法 執行の最近の動向	ホーガン・ロバートズ法律事務所フェザント 弁護士、ディクソン弁護士、トマス弁護 士、松下満雄東京大学名誉教授
平成 22 年 7 月 12 日	米国のアンチ・ダンピング制度運用にお ける最近の変更点と問題点	ヒュージス・ハート&リット法律事務所 ケネス・ピアース弁護士
平成 22 年 11 月 17 日	インドの新競争法に関する日本企 業の留意点について	インド競争委員会の元トップ ダール弁護士
平成 23 年 2 月 23 日	インドへの直接投資並びに M&A に関する法制度上の留意点につい て	S&R アソシエイツ法律事務所バガット弁 護士、シン弁護士

② 貿易研修センター支援事業

月 日	セミナー名	講 師
平成 22 年 9 月 1 日	国際社会においてカルテルの嫌疑 を受けない為のコンプライアンス	経済産業省 経済産業政策局産業 組織課 競争環境整備室 朝山室 長補佐
平成 22 年 9 月 16 日	民間企業にとっての WTO 活用法	三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会 社 小林研究員
平成 22 年 10 月 8 日	米国・EU・豪州におけるカルテル 法執行プロセス(リーニエンシー) 上の問題点	欧州委員会競争総局デクイター氏、豪 州競争・消費者委員会ベッチ氏、米 国司法省反トラスト局テルダーケン氏、日比 谷総合法律事務所中藤弁護士、レ サム&ワキンス ハンセン弁護士
平成 22 年 10 月 26 日	米国オバマ政権の輸出振興策と通 商法強化の見通しについて	アルストン+ハート法律事務所ワイゲル 弁護士、ヘイン弁護士
平成 22 年 11 月 2 日	EU、米国、日本の独占禁止法に 関する最近の動向	ホーガン・ロバートズ法律事務所フェザント 弁護士、ディクソン弁護士、 松下満雄東京大学名誉教授

③法律事務所との共同開催

月 日	セミナー名	共催機関・講師
平成 22 年 6 月 24 日	独占禁止法等の違法行為防止の為 の従業員教育に関するセミナー	クリフォード・チャンズ法律事務所ジャミソン 弁護士、水谷弁護士、テロイト・トマ ツ FAS ミーゴ氏
平成 23 年 3 月 9 日	現在進行中のカルテル・ケースか ら学ぶ 10 の具体的レッスン	レーサム&ワキンス ハンセン弁護士、リ ンチ弁護士

(2) WTO 研修の実施

JICA(国際協力機構)から WTO キャパシティ・ビルディング支援の一環として、  
途上国行政官を対象とする研修事業を以下のとおり 5 コースを受託し、実施した。

研修名	期間	研修員	研修員派遣国[( )内は派遣者数]
①WTO 協定・紛争 解決了解の運用	2010/6/7～ 6/18	10 名	バングラデッシュ(2)、中国、モンゴル、ミャンマー、 タイ、ウクライナ(2)、ウズベキスタン、ベトナム
②WTO 協定の履行 支援(A)	2010/7/5～ 7/16	6 名	アフガニスタン(2)、ボスニア・ヘルツェ ゴビナ、ケニア(2)、ラオス
③WTO 協定の履行 支援(B)	2010/10/19 ～10/29	6 名	ブラジル(2)、パキスタン、タイ(2)、ベ トナム
④イラク国 WTO 加 盟支援	2011/1/17 ～1/28	12 名	イラク(12)
⑤アフリカ地域 WTO 協定の履行 支援	2011/2/14 ～2/25	15 名	ボツワナ、コートジボワール、エジプト、ガーナ、リベ リア、マラウイ、モーリス、モザンビーク、モロッコ、ナイジ ェリア、ルワンダ、タンザニア、トーゴ、チュニジア、ザ ンビア

(3)海外競争法基礎講座の開設<新規>

国内の一流講師陣から、米国、EU、中国、東南アジア(インドネシア・ベトナム)の競争法  
について体系的に学習できる有料基礎講座を開設し、12月上旬に実施した。

IV. 相談・助言事業

対日および対外アンチ・ダンピング調査及び提訴等について会員企業、団体等に  
その対応策について助言した他、産業界のみならず学界、法曹界、マスコミ等から  
の各国の法令、アンチ・ダンピング手続への対応、個別製品の現行アンチ・ダンピ  
ング税率、法律事務所の情報、主要貿易相手国の官報、当センター報告書、内外の  
文献等に対する問い合わせ及び情報・資料提供要請に対して適宜対応した。

以 上